

内閣審議官の公募について

令和7年4月18日

内閣官房副長官補付の内閣審議官ポストについて、高い能力を有する職員を出身府省の壁を超えて登用するため、オール霞が関での公募による候補者の選考を行うこととする。

1 公募する職員

内閣審議官（部長級） 1名

2 職務内容

別紙のとおり

3 任期等

別紙のとおり

4 応募資格

各府省庁の職員

- ・部長級以上の職員に加え、課長級の職員の応募も可能とする。
- ・現在、地方公共団体等に出向中の者の応募も可能とする。
- ・職種、年齢は問わない。

5 応募及び選考の手順

- (1) 応募者は、所属する各府省庁の人事担当課を通じて、5月9日（金）正午までに内閣官房副長官補（室）人事担当あて応募するものとする。
- (2) 応募の際には、略歴（写真添付）及び応募理由（様式自由）を提出すること。
- (3) 内閣官房副長官補（室）において書類選考及び面接の上候補者を決定する。

【本件問い合わせ先】
内閣官房副長官補（室）人事担当
電話 5253-2111（代表）

【別紙】

公募する内閣審議官（行政改革推進本部事務局次長）の職務内容

行政改革推進本部事務局では、国民本位で時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、行政事業レビュー、EBPM、調達改善など幅広い分野で行政改革の取組を進めている。今回公募する事務局次長は、主に以下の業務に取り組む。

1 EBPMの推進

社会の複雑化や環境の変化が進む中、我が国の行政が時代の変化に柔軟に対応し役割を果たすためには、各府省庁の政策プロセスの中に、データ等のエビデンスに基づき機動的に政策を立案・改善するというEBPMを根付かせ、政府全体として政策の質の向上を図ることが重要である。

こうした観点から、行政改革推進会議のEBPM推進委員会において、各府省庁に対し、行政事業レビューにおけるEBPMの実践などの取組方針を示すとともに、各府省庁の取組を支援するため、関連するシステムやAIなどの最新技術も活用しつつ、各種ガイドブックや優良事例の提供、有識者の派遣等の取組を進める。

取組に当たっては、デジタル行財政改革を推進するデジタル行財政改革会議事務局をはじめ、デジタル庁、内閣府、総務省等と緊密に連携することにより、政策の質の向上を図る取組が政府全体として効果的に推進されるよう配意する。

2 その他の行政改革の推進

内閣官房及び内閣府が重要政策に関する司令塔機能など本来の役割を十分発揮できるよう、内閣官房及び内閣府の業務見直しを推進する。また、各府省庁が行う調査等の効果的・効率的な実施や品質の向上に総務省等とともに取り組む。

独立行政法人の役員公募手続の適正性の確保など、累次の行政改革に関する政府方針に基づき取組を着実に実施するとともに、国民の意見・要望を踏まえた行政の改善を進める。

（求められる能力）

- ・ EBPM、行政評価、業務改革等に関する深い知見
- ・ 施策の推進に関する企画立案能力
- ・ 有識者や各府省庁に対する説明能力及び高い調整能力
- ・ 課題に的確に対応するための統率力及びマネジメント能力

（任期）

原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省庁に復帰するものとする。